

自転車等放置防止対策業務仕様書

1 共通事項

- (1). 自転車等放置防止対策業務は、和泉市自転車等の放置防止に関する条例（平成6年和泉市条例第19号）及び別添の和泉市自転車等放置防止対策業務マニュアルに基づいて行うものとする。
- (2). 施設の名称
和泉市撤去自転車等保管所（以下、「現保管所」という。）
信太山駅前自転車等駐車場内撤去自転車等保管所（以下、「新保管所」という。）
- (3). 所在地
現保管所：和泉市池上町一丁目1番11号
令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
新保管所：和泉市池上町一丁目6番2号
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4). 実施期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
ただし、和泉市自転車等駐車場指定管理者である間は毎年度ごとに契約を締結することを予定している。
- (5). 統括管理者
受注者は、業務全般を統括し、発注者との連絡調整を適切に行うことができる統括管理者を選任し、その氏名及び連絡先を発注者に届け出ること。
統括管理者は、業務実施状況の把握、従事者への指導監督、発注者からの指示事項の伝達及び履行確認、発注者への報告・協議等を適切に行う責任を負うものとする。なお、統括管理者は駐輪場管理業務の管理者とは別に選任すること。
統括管理者を変更する場合は、速やかに発注者に報告し、後任の者についても同様に届け出ること。
- (6). 問い合わせ対応
保管所の従事者は、市民等からの問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応するとともに、必要に応じて統括管理者又は発注者と連携し、情報共有を行うこと。なお、これらの対応内容については記録を作成し、適切に管理するものとする。
- (7). 再委託等の禁止
受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

- (8). 本仕様書に定めのない事項については、受注者と発注者が協議のうえ、必要に応じて決定するものとする。

2 自転車等放置防止対策業務の概要

- (1). 放置自転車等防止の街頭指導・啓発に係わる業務
- (2). 放置自転車等の撤去・搬送に係わる業務
- (3). 撤去自転車等の返還・管理に係わる業務
- (4). 撤去自転車等の返還促進に係わる業務
- (5). 撤去自転車等の処分等に係わる業務
- (6). 放置自転車等放置防止対策業務の報告に係わる業務
- (7). その他関連する業務

3 放置自転車等防止の街頭指導・啓発に係わる業務

市内5エリアの自転車等放置禁止区域（和泉府中駅・信太山駅・北信太駅・和泉中央駅及び光明池駅の周辺）に次の体制で街頭指導員を配置し、自転車等の放置防止指導及び警告札の貼付を行うものとする。

なお、北信太駅放置禁止区域については、北信太駅前の整備事業の進捗に合わせて区域の見直しを予定しており、区域に変更が生じた場合は、変更後の区域で業務を行うこと。

☐和泉府中駅

○街頭指導員 3名

○街頭指導時間 午前6時から午前9時のうち2時間及び
正午から午後3時のうち2時間の計4時間
ただし、7月1日から9月30日までの間は、
午前6時から午前9時のうち2時間

☐信太山駅

○街頭指導員 2名

○街頭指導時間 午前6時から午前9時のうち1時間30分

☐北信太駅

○街頭指導員 2名

○街頭指導時間 午前6時から午前9時のうち2時間及び

正午から午後3時のうち2時間の計4時間
ただし、7月1日から9月30日までの間は、
午前6時から午前9時のうち2時間

□和泉中央駅

○街頭指導員 2名

○街頭指導時間 午前6時から午前9時のうち1時間30分

□光明池駅

○街頭指導員 2名

○街頭指導時間 午前6時から午前9時のうち1時間30分

- (1). 街頭指導は、概ね月7日間行うものとし、そのうち少なくとも1日は日曜日に実施するものとする。また、曜日及び日にちに偏りが生じないよう配慮し、特定の曜日や月初・月末等に過度に集中しないよう計画すること。なお、年間の実施回数は各駅最低80回とする。
- (2). 街頭指導は、放置禁止区域内をくまなく巡回し放置しようとする者に対して口頭にて指導を行うとともに、必要に応じて駐輪施設への駐輪を促すものとする。また、既に放置されている自転車等及び指導にもかかわらず放置した自転車等に警告札を貼付するものとする。なお、警告札を貼付する際は、必ず貼付日及び時間を油性マジックで記入するものとする。
- (3). 街頭指導は、荒天等により安全な実施が困難と判断される場合、中止することができるものとする。その場合は、できる限り速やかに別日に振り替えて実施するものとする。
- (4). 街頭指導員については、業務に支障が出ない範囲において街頭指導業務の前後に駐輪場係員の業務を行うことができるものとする。
- (5). 放置自転車等撤去・街頭指導計画表を月単位で作成し、その月の最初の計画日までに発注者に報告するものとする。
- (6). 街頭指導時間及び指導員配置については、放置自転車の状況によって変更する場合がある。その場合、速やかに発注者と協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

4 放置自転車等の撤去・搬送に係わる業務

- (1). 市内5エリアの放置禁止区域をくまなく巡回し、警告札を貼付している自転車等を撤去し保管所へ搬送するものとする。なお、撤去業務を再委託する場合は、必ず統括管理者が現地に同行し、作業の状況を確認するものとする。
 - ① 撤去は、原則として街頭指導と同じ日に実施するものとする。

- ② 撤去の体制は、事故防止のため従事者複数体制で行うものとする。ただし、発注者からの通報連絡を受けて行う撤去については、この限りではない。
 - ③ 撤去の際は、貼付されている警告札の日及び時間を必ず確認のうえ、概ね1時間を経過した自転車等について、撤去箇所情報を記入し撤去・搬送するものとする。なお、撤去の際はその箇所（路面）に告示書を貼付するものとする。
 - ④ 放置自転車等撤去・街頭指導計画表を月単位で作成し、その月の最初の計画日まで発注者に報告するものとする。
- (2). 発注者から放置自転車等に関する通報の連絡を受けた場合は、できる限り速やかに現地を確認し、次の基準に基づき対応するものとする。
- ① 放置禁止区域内の場合
既に記載したとおり、警告札を取り付けてから概ね1時間を経過してもなお放置されている自転車等について、撤去保管所へ搬送するものとする。なお、撤去の際は、その箇所（路面）に告示所を貼付するものとする。
 - ② 放置禁止区域外の場合
和泉市自転車等の放置防止に関する条例第12条の規定に基づき、警告札を取り付けてから3日間が経過してもなお放置されている自転車等を撤去して、保管所へ搬送するものとする。ただし、良好な環境の確保及び都市機能の低下等、市長がやむを得ないと認める場合は、同条に基づき、警告札を取り付けたうえで直ちに撤去することができる。

5 撤去自転車等の返還・管理に係わる業務

撤去・搬送されてきた自転車等について、警告札に管理番号を付け自転車及び原動機付自転車（特定小型原動機付自転車も含む）（名称として「原動機付自転車」を「ミニバイク」と読み替えることができるものとする。）の保管・返還台帳を作成するものとする。

また、返還申請書に基づき返還依頼があった場合は、所有者を確認のうえ返還手数料を徴収し返還するものとする。

なお、撤去日前に盗難届（被害届）が提出されている場合は、その事実を警察署に確認のうえ、手数料免除申請書に基づき手数料の全額減免を行うものとする。

- (1). 撤去した自転車等は、令和8年9月30日までは現保管所に保管し、同年10月1日以降は新保管所に保管するものとする。
- (2). 保管所の従事者の体制は、事故防止の観点から複数名とする。新保管所においては、そのうち1名は返還・管理業務の専任者とし、他の者は駐輪場業務との兼任を可とする。

- (3). 保管所の開所日は、日曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までの間は閉所とする。なお、日曜日が祝日と重なった場合は、振替休日となる月曜日を閉所とする。
- (4). 保管所の開所時間は、午後1時から午後4時30分までとする。
- (5). 業務開始前及び終了後は、駐輪場等の台数確認及び事務処理等の準備・後片付けのために返還・管理業務の専任者が勤務し、円滑な業務運営に支障が生じないようにすること。
- (6). 手数料は、その徴収事務を委託するが、徴収にあたっては事故防止のため手数料振込機を使用するものとする。なお、手数料は、月単位で徴収状況を確認できる書類を添えて発注者に納金するものとする。
- (7). 保管所の施設管理は、必要な設備の全てについて適切に行うものとする。なお、現保管所にはトイレが設置されていないため、受注者が必要に応じてトイレを設置・管理するか、又は信太山駅前自転車等駐輪場のトイレを使用するものとする。新保管所においては、事務所・電気・水道及びトイレを駐輪場管理業務と共用するものとする。なお、新保管所での自転車等放置防止対策業務に係る返還等の受付は、必要に応じて事務所外に専用区画を設置し、駐輪場管理業務の受付と区別して取り扱うことができる。
- (8). 保管所内における盗難・破損・その他事故に係わる事は、速やかに発注者へ報告するものとする。
- (9). 返還・管理状況の確認のため、放置自転車等撤去保管移動日誌を作成するものとする。

6 撤去自転車等の返還促進に係わる業務

放置自転車等を早い時期に所有者に返還できるよう、撤去後早急に所有者への連絡先を調査し、口頭ないし文書で返還手続きの指導を行うものとする。

自転車の防犯登録若しくは車体番号及び原動機付自転車のプレートナンバー若しくは車体番号に基づく所有者の照会については、発注者を通じて調査を行うものとする。

その際、被害届（盗難届）の出ている車両については、返還時にはその返還者に警察署への被害届を取り下げるよう指導するものとする。

7 撤去自転車等の処分等に係わる業務

撤去自転車等で所有者調査をしても所有者が確認できない場合、また返還手続きの指導にもかかわらず応じないなど、返還不能と判断できる場合は撤去日以降概ね6か月経過後処分するものとする。ただし、被害届（盗難届）の出ている車両については、返還不能と判断して処分はしないものとする。

なお、処分の方法については、すべて売却するものとし、その事務は発注者が行うものとする。

8 放置自転車等防止対策業務の報告に係わる業務

業務の報告については、月単位とし業務報告書を翌月 15 日までに発注者に提出するものとする。また、契約書に基づく委託業務がすべて完了した場合は、年間業務をまとめた業務報告書を契約期間終了後 30 日以内に報告するものとする。

9 保管所の移設

- (1). 保管所の移設に際しては現行の業務に支障が生じないよう、現保管所に保管している全ての自転車等を受注者が新保管所に搬送し、整理・収容すること。あわせて、手数料振込機、現保管所と同一の電話番号を使用する電話及びその他必要な備品についても受託者が適切に移設し、継続して使用できるよう整備するものとする。
- (2). 移設に伴い、保管所の位置を示している看板については、受注者が発注者のデザインする内容で作成のうえ、所定の掲示箇所に位置図の張り替え又は看板本体の取り替えを行うものとする。(詳細は参考資料 2 を参照)
 - ① コンクリート土台 4 箇所
 - ② 案内 15 箇所
 - ③ 案内（ラミネート） 4 箇所

10 業務の引継ぎ

- (1). 受注者は、委託期間開始とともに円滑に業務を開始するため、委託期間開始前に、現受注者及び発注者から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は受注者の負担とする。
- (2). 受注者は、委託期間が満了したとき、又は委託期間満了前に契約を解除されたとき、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことにより発注者又は次期受注者に業務を引き継ぐ際は、発注者又は次期受注者が支障なく業務を遂行できるよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ（消耗品等を含む）や構築されたシステム等を遅滞なく提供するものとする。
- (3). 新旧受注者は業務引継ぎが完了したことを示す書面を取り交わし、発注者あてに、別途指示する業務引継ぎの完了に関する書類を提出すること。

1 1 その他関連する業務

- (1). 必要に応じて自転車等放置防止の看板等を設置するものとする。
- (2). 放置禁止区域外の放置自転車等については、3日間の警告期間が必要となるため、現地確認のうえ、警告札を貼付するものとする。その場合、当該自転車等の特徴などが把握できる台帳を作成するものとする。警告期間が満了した車両については受注者にて撤去し、保管所に運搬するものとする。

1 2 自転車等防止対策業務委託見積書

仕様書の内容や過去の委託料の実績を参考に、令和8年度及び令和9年度分の内訳が記載された参考見積書を作成し、提出すること。なお、算出にあたっては、本業務と駐輪場の指定管理業務が同一事業者であること、また、移設後の保管所が駐輪場施設内であることを十分考慮すること。

参考資料 1

令和 6 年度自転車等放置防止対策業務内訳書

(単位 ; 円)

項 目	金額	備 考
自転車等放置防止対策費	15,027,795	
放置自転車等防止業務(給与手当)	6,897,650	職員給料(1名)
放置自転車等防止街頭指導業務	3,100,474	(公社)和泉市シルバー人材センター委託
放置自転車等返還・管理業務	2,816,141	(公社)和泉市シルバー人材センター委託
放置自転車等撤去業務	2,213,530	黒鳥運送有限会社委託
一般管理費	1,378,071	
消 耗 品 費	35,104	事務消耗品 35,104 円
修 繕 費	21,450	法定点検費 18,150 円/エンジンオイル交換 3,300 円
燃 料 費	165,946	公用車ガソリン代
貸 借 料	79,200	公用車駐車料
保 険 料	13,960	公用車自動車保険料
租 税 公 課	871,800	契約書印紙代他 24,800 円/軽自動車税他 6,000 円/納付消費税等 841,000 円
委 託 料	174,460	振込機保安委託料 159,060 円/し尿収集運搬委託料 15,400 円
雑 費	16,151	振替手数料 16,151 円
現場管理費	1,828,862	
通 信 運 搬 費	63,719	携帯電話料金 29,932 円/保管所電話料金 33,577 円/切手代 210 円
印 刷 製 本 費	203,610	撤去啓発用ラベル印刷費 168,740 円/返還通知書・申請書印刷費 34,870 円
光 熱 水 費	37,048	保管所電気料金 30,248 円/保管所水道料金 6,800 円
福 利 厚 生 費	1,524,485	社会保険料 1,054,428 円/労働保険 86,356 円/健康診断受診料 6,070 円/中退共・特退共掛金 370,631 円/厚生会助成金 7,000 円
合 計	18,234,728	

委託料 実績（消費税及び地方消費税額込み）

令和6年度 18,234,728 円

令和5年度 18,222,892 円

令和4年度 18,038,127 円

令和3年度 18,258,163 円

令和2年度 18,084,011 円

撤去台数 実績（自転車/ミニバイク）

令和6年度 440 台（404/36）

令和5年度 375 台（353/22）

令和4年度 463 台（425/38）

令和3年度 460 台（430/30）

令和2年度 451 台（407/44）

返還台数 実績（自転車/ミニバイク）

令和6年度 195 台（166/29）

令和5年度 156 台（138/18）

令和4年度 192 台（159/33）

令和3年度 190 台（165/25）

令和2年度 186 台（148/38）

参考資料2

自転車等放置禁止区域内看板設置場所（令和7年7月時点）

説明記号	①	②	③	合計
	コンクリート土台	案内	案内(ラミネート)	
和泉府中駅周辺	1	1	4	6
信太山駅周辺	1	1	0	2
北信太駅周辺	0	3	0	3
和泉中央駅周辺	1	8	0	9
光明池駅周辺	1	1	0	2
保管所周辺	—	1	0	1
合計	4	15	4	23

自転車・ミニバイクの放置はやめましょう

自転車・ミニバイクの放置禁止区域

この駅周辺は、「和泉市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、「放置禁止区域」に指定されています。

放置禁止区域図

■放置禁止区域内に放置された自転車・ミニバイクは、撤去し保管所へ移送します。
撤去した自転車は保管所で返還します

保管所位置図

■返還場所 和泉市池上町一丁目1-11
■返還時間 月曜日～金曜日・日曜日 午後1時～午後4時30分
(祝日・12月29日～1月3日は除く)

■返還時に必要なもの

- 自転車等の鍵
- 引取人の印鑑
- 住所・氏名が確認出来るもの(免許証・学生証など)
- 撤去保管手数料 自転車 2,000円 ミニバイク 3,000円

和泉市

放置自転車・ミニバイクは撤去保管します。

この駅周辺は、「和泉市自転車等の放置防止に関する条例」に規定する「放置禁止区域」に指定されています。

返還方法

●返還時間
午後1時～午後4時30分
月曜日～金曜日・日曜日
(土曜日・祝日及び12月29日～1月3日までは返還できません。)

●返還を受けるときに必要なもの

- ★自転車等の鍵
- ★引き取り人の印鑑
- ★住所・氏名がわかるもの(学生証・免許証など)
- ★撤去・保管費用 自転車 2,000円
ミニバイク 3,000円

■撤去した自転車・ミニバイクは30日間経過後引き取りの無いものについては処分いたします。

保管場所位置図

所在地 和泉市池上町一丁目1-11
和泉市撤去自転車等保管所
電話 0725-46-2626
(電話は返還時間に限る)

②：案内（W600×H450）

③：案内（ラミネート）（A3）

①：コンクリート土台（W770×H1770）